

有効利用評価方針の改定の考え方及び 改定内容等

有効利用評価方針の改定案について

- 令和5年度携帯電話等の有効利用評価結果（案）における今後の有効利用評価に向けた検討課題は、以下の表のとおり。
- このうち、1・6については総務省への要請事項であり、7・8については、次年度の事業者ヒアリングにより詳細な実態等を把握することとする。※7・8については、次年度の事業者ヒアリングに向けた検討を行う。
- このため、**2～5について有効利用評価方針の改定案の検討、加えて定性評価のうち「安全・信頼性の確保」については評価基準の明確化に係る改定案の検討を行う。**

項目		検討課題（概要）
1	人口カバレッジに係る指標	前年度の検討課題に基づき、総務省から、現行の人口カバレッジの判定方法の課題抽出結果の報告がなされた。今後、より適正な評価を実施していくため、総務省に対し、諸外国の事例等について引き続き深掘り調査を要請。総務省の調査結果も踏まえ、人口カバレッジの判定方法について必要な検討を行う。
2	5G導入開設指針に係る周波数帯の評価	次年度からの認定期間満了後の評価について、Sub6のエリアカバレッジの評価基準は、実績評価においては周波数帯ごとの5G基盤の展開の程度、進捗評価においては人口カバー率及び面積カバー率を用いる方向で、スポット的に利用されるミリ波の評価基準は、実績及び進捗評価において基地局数を用いる方向で、通信量に係る新たな評価基準を定めることなども含め、 <u>有効利用評価方針の改定案の検討を行う</u> 。
3	S Aに係る評価	国内におけるS A導入を更に促進するため、次年度からの5Gの評価においては、S Aを技術導入状況の評価基準に含める方向で、 <u>有効利用評価方針の改定案の検討を行う</u> 。
4	3Gに係る評価	3Gサービス終了までの期間における3Gの評価においては、3Gに加え当該帯域を利用する4G・5Gの合算による評価を行うこととし、総務省に対し、次年度以降、合算値による調査報告を要請。3Gサービス終了後の期間における3Gの評価においては、マイグレーションには一定の期間が必要であることから、総務省における電波の利用状況調査において移行計画の提出を求め、当該移行計画の調査結果に基づく評価を行う方向で、 <u>有効利用評価方針の改定案の検討を行う</u> 。
5	認定の有効期間中の周波数帯平均値に基づく評価	認定期間中の実績評価においては、基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率について、複数者の周波数帯平均値を用いた相対的な評価基準を用いているところ、本年10月にも700MHz帯が1者に割り当てられ、複数の周波数帯において相対評価が困難な状況にある。この状況を踏まえ、例えば、周波数帯平均値を用いず、各者の開設計画値との比較に基づく評価を行うことにするなど、認定期間中の有効利用評価方針の改定案の検討を行う。
6	全国BWAの5Gに係る評価	2.5GHz帯の全国BWAにおいては、前年度から5G導入が開始され、令和5年度の調査結果報告においては、高度化BWAと5Gは別に報告が行われたところ、部会における事業者ヒアリングの結果、高度化BWAと5Gは同一周波数帯の利用であることが判明。次年度以降は、高度化BWAにおいても、携帯電話と同様に、高度化BWAと5Gの合算値による評価を行うこととし、総務省に対し、高度化BWAと5Gの合算値の調査報告を要請。
7	インフラシェアリングに係る定性評価	インフラシェアリングに係る定性評価については、今後より適切な評価を実施していくため、例えば、屋外・屋内別のインフラシェアリングの有効性を整理するなど、より多角的な視点から評価の在り方について検討を行う。
8	安全・信頼性の確保に係る定性評価	本年度の安全・信頼性の確保に係る定性評価において、自社グループ内の携帯電話事業者と一体的に取組を行い、全国BWA事業者としては独自の取組が行われていない事業者が確認された。BWAサービスの利用者に対する安全・信頼性の確保も重要なことから、事業形態にも配慮しつつ、各社独自の取組の評価の在り方について検討を行う。

有効利用評価方針の改定に係る検討

- ・ **5G導入開設指針**に係る周波数帯の評価 (検討課題 2 関係)
- ・ **SA**に係る評価 (検討課題 3 関係)
- ・ **3G**に係る評価 (検討課題 4 関係)
- ・ **認定の有効期間中の周波数帯平均値**に基づく評価 (検討課題 5 関係)
- ・ **安全・信頼性の確保**に係る定性評価 (規定の明確化関係)

5G導入開設指針に係る周波数帯に係る評価 (検討課題 2 関係)

1. 検討課題

※令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果（案） V 今後の有効利用評価に向けての検討課題より

5G導入開設指針^{*}に係る5G用周波数帯である3.7GHz帯・4.0GHz帯・4.5GHz帯・28GHz帯は、平成31年(2019年)に割り当てられている。これらの周波数帯については、開設計画の有効期間が令和6年(2024年)4月に満了することから、認定期間が満了した後の評価基準を定める必要がある。

※ 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）

前年度の検討課題において、今後、周波数特性に適した評価項目や評価基準について検討していくとしていた。

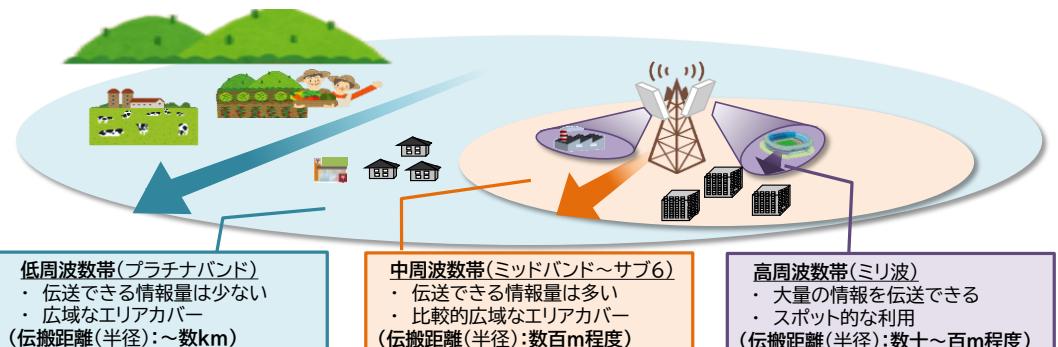
比較的低い周波数帯であるSub6（3.7GHz帯・4.0GHz帯・4.5GHz帯）については、電波の特性としてエリアカバレッジに適している周波数帯である。他方、部会における事業者ヒアリングの結果、衛星地球局や電波高度計との干渉等のため、認定期間の満了時点では、全国又は一部地域において現行の3.5GHz帯等のミッドバンドにおける人口カバー率に係る最下位の評価（「D」評価：50%未満）となる見込みであることが確認された。

また、高い周波数帯であるミリ波（28GHz帯）については、伝送できる情報量は大きいものの伝搬距離が短いといった電波の特性があり、スポット的なトラヒック対策のために利用されており、本年度の調査結果においては、各社とも人口カバー率や面積カバー率は1%未満となっている。

このため、次年度からの認定期間満了後の評価について、**Sub6のエリアカバレッジの評価基準は、Ⓐ実績評価においては周波数帯ごとの5G基盤の展開の程度、Ⓑ進捗評価においては人口カバー率及び面積カバー率を用いる方向で、スポット的に利用されるミリ波の評価基準は、Ⓒ実績及び進捗評価において基地局数を用いる方向で、Ⓓ通信量に係る新たな評価基準を定めることなども含め、有効利用評価方針の改定案の検討を行う。**

なお、Sub6のエリアカバレッジの実績評価については、将来的には、現行の認定期間満了後の評価基準と同様に人口カバー率や面積カバー率に基づく評価を行っていくことが望ましいことから、毎年度、人口カバー率や面積カバー率の進捗を注視しつつ、適切なタイミングで評価基準を見直す方向で検討していくことしたい。

<携帯電話・全国BWAに係る周波数帯の特性>

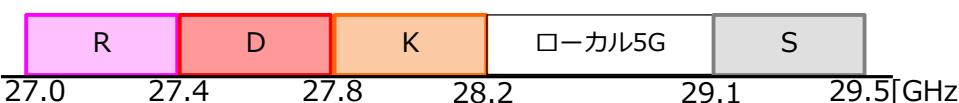


<5G導入開設指針に係る割当周波数帯>

Sub6 (3.7/4.0/4.5GHz帯)



ミリ波 (28GHz帯)



5G導入開設指針に係る周波数帯に係る評価 ② (検討課題2関係)

2. 有効利用評価方針の改定の考え方

(1) 認定の有効期間が満了している又は認定に係らない周波数帯 【実績評価】別紙1関係

<現行>

1 電気通信業務用基地局の数

SS	S	A	B	C	D
-	-	-	計画値以上である。	-	計画値未満である。

2 人口カバー率

	SS	S	A	B	C	D
700MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満
1.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
1.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
2.5GHz BWA	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
3.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満

3 面積カバー率

SS	S	A	B	C	D
-	周波数帯平均値※の110%以上である。	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。	周波数帯平均値の70%未満である。	-

4 通信量

SS	S	A	B	C	D
-	-	-	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	-	評価区域内のいづれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

5 技術導入状況 (略: 検討課題3 (SAに係る評価) にて検討)

6 総合的な評価

S	A	B	C	D
2(人口カバー率)の評価がSS又はSである。	2(人口カバー率)の評価がAである。	2(人口カバー率)の評価がBである。	2(人口カバー率)の評価がCである。	1(基地局の数)、2(人口カバー率)、4(通信量)又は5(技術導入状況)のいづれかの評価がDである。

<Sub6及びミリ波に係る有効利用評価方針の改定案の概要>

Sub6	ミリ波
現行どおり	SS～C: 新たな評価基準とする C: 現行どおり
A 周波数帯ごとの基盤展開率 [%] を絶対基準により評価	C (規定しない)
※ Sub6は、衛星地球局や電波高度計との干渉等のため、当面の間、基盤展開率による評価を行う。毎年度、人口カバー率や面積カバー率の進捗を注視し、将来的には、人口カバー率及び面積カバー率に基づく評価へ見直す方向で検討を行う。	※ ミリ波は、スポット的な利用が前提となることから、エリアカバレッジ（人口カバー率、面積カバー率、基盤展開率）の観点からの評価は行わない。
現行どおり	D ※ただし、継続検討課題とする
	(検討課題3 (SAに係る評価) において検討)
現行の基準中「人口カバー率」を「基盤展開率」へ変更	現行の基準中「人口カバー率」を「基地局の数」へ変更

5G導入開設指針に係る周波数帯に係る評価 ③ (検討課題2関係)

7

(1) 認定の有効期間が満了している又は認定に係らない周波数帯 【実績評価】別紙1関係 (続き)

Sub6 <有効利用評価方針 改定案>

1 電気通信業務用基地局の数 ※Sub6のみ

SS	S	A	B	C	D
-	-	-	計画値以上である。	-	計画値未満である。

4 基盤展開率

	SS	S	A	B	C	D
3.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
4.0GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満
4.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満

5 通信量

SS	S	A	B	C	D
-	-	-	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	-	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

6 技術導入状況 (検討課題3 (SAに係る評価) において検討)

7 総合的な評価

S	A	B	C	D
4(基盤展開率)の評価がSS又はSである。	4(基盤展開率)の評価がAである。	4(基盤展開率)の評価がBである。	4(基盤展開率)の評価がCである。	1(基地局の数)、4(基盤展開率)、5(通信量)又は6(技術導入状況)の評価のうちいずれかがDである。

(注) 周波数帯ごとの基盤展開率

5G導入開設指針では、割り当てられた5G用周波数帯のすべてを用いる基地局としているが、満了後は、周波数帯ごとの基盤の展開の程度として、個々の周波数帯ごとの基盤展開率とする。

<例：3.7GHz帯基盤展開率>

全国を約10kmメッシュ四方のメッシュに区切り、以下①～③を満たす基地局を整備（②と③は、5G導入開設指針に同じ）。

- ① 認定開設者が指定をうけた3.7GHz帯の帯域幅を用いる基地局
- ② ①の基地局と接続する電気通信回線設備の伝送速度が、当該基地局の信号速度と同等以上
- ③ 当該基地局以外の複数の基地局と接続が可能なもの

○改定の考え方

【現行の考え方と同様】認定期間の満了後であっても開設計画値以上の基地局展開を行うことが責務（最低限達成すべき目標）であることから、計画値以上の場合は「B」評価、最低限達成すべき目標が達成できていない計画値未満は「D」評価とする。

A Sub6は、当面の間、人口カバー率・面積カバー率ではなく、「周波数帯ごとの基盤展開率（注）」とする。5G導入開設指針において、認定期間満了時点の5G基盤展開率については、50%以上を絶対審査基準としており、認定期間の満了後であっても、当該値以上の展開を行うことが責務（最低限達成すべき目標）であることから、50%未満を「D」評価とする。「SS」～「C」評価については、現行のミッドバンドにおける人口カバー率と同一の%値とする。

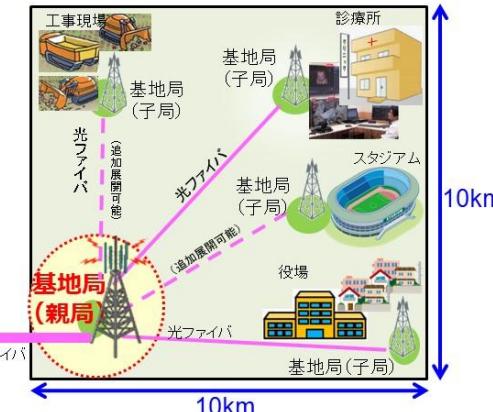
【現行の考え方と同様】通信量については、全ての都道府県において、毎日利用されていることが最低限達成すべき目標として、いずれかの都道府県で1日の間トラヒックがない場合は「D評価」とし、毎日トラヒックがある場合を標準の「B」評価とする。

※ただし、通信量の評価の在り方については、継続検討課題とする。

総合的な評価について、「S」～「C」評価は、現行の人口カバー率ではなく、「基盤展開率」の評価に基づくものとする。

【現行の考え方と同様】各評価項目において、最低限達成すべき目標が達成できないものを「D」評価としていることから、いずれかの項目で「D」評価となった場合は、電波の有効利用が図られていないと判断されるものとし、総合的な評価を「D」評価とする。

複数の基地局（子局）を展開可能な超高速回線を備えた基盤となる基地局（親局）を各メッシュ毎に整備



(1) 認定の有効期間が満了している又は認定に係らない周波数帯 【実績評価】別紙1関係 (続き)

ミリ波

<有効利用評価方針 改定案>

1 電気通信業務用基地局の数

S	A	B	C	D
計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の110%以上である。	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の90%以上110%未満である。	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%以上90%未満である。	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%未満である。	計画値未満である。

2 通信量

SS	S	A	B	C	D
-	-	-	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	-	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

3 技術導入状況

(略: 検討課題3 (SAに係る評価) にて検討)

4 総合的な評価

S	A	B	C	D
1(基地局の数)の評価がSである。	1(基地局の数)の評価がAである。	1(基地局の数)の評価がBである。	1(基地局の数)の評価がCである。	1(基地局の数)、2(通信量)又は3(技術導入状況)の評価のうちいずれかがDである。

○改定の考え方

【現行の考え方と同様】認定期間の満了後であっても開設計画値以上の基地局展開を行うことが責務（最低限達成すべき目標）であることから、最低限達成すべき目標が達成できていない計画値未満は「D」評価とする。

(C) ミリ波の基地局数は、今後も整備を進めていくことが期待されるところ、計画値以上であることに加え、各社間の競争を促す観点から、「S」～「C」評価については、周波数帯平均値による相対評価を行い、%の基準は、現行の面積カバー率等の相対評価の基準とする。

【現行の考え方と同様】通信量については、全ての都道府県において、毎日利用されていることが最低限達成すべき目標として、いずれかの都道府県で1日の間トラヒックがない場合は「D評価」とし、毎日トラヒックがある場合を標準の「B」評価とする。
※ただし、通信量の評価の在り方については、継続検討課題とする。

総合的な評価について、「S」～「C」評価は、現行の人口カバー率ではなく、「基地局の数」の評価に基づくものとする。

【現行の考え方と同様】各評価項目において、最低限達成すべき目標が達成できないものを「D」評価としていることから、いずれかの項目で「D」評価となった場合は、電波の有効利用が図られていないと判断されるものとし、総合的な評価を「D」評価とする。

5G導入開設指針に係る周波数帯に係る評価 ⑤ (検討課題2関係)

9

(2) 認定の有効期間が満了している又は認定に係らない周波数帯 【進捗評価】別紙2関係

<現行>

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目	S	A	B	C
(1)基地局の数 ^注	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 ± 3,000局以内	前年度実績値 - 5,000局以上 前年度実績値 - 3,000局未満	前年度実績値 - 5,000局未満
(2)人口カバー率	前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満
(3)面積カバー率	前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満
(4)総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。ア(1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがSである。 イ(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもA以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもAである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。ア(1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがBである。 イ(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがCである。

(注) (1)基地局の数は、全国のみ記載。総通局ごとは略。

2 通信量

S	A	B	C
-	-	帯域別トラヒック総量が前年度実績値以上である。	帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である。

3 技術導入状況 (略: 検討課題3 (SAに係る評価) において検討)

<Sub6及びミリ波に係る有効利用評価方針の改定案の概要>

Sub6	ミリ波
<u>新たな評価基準とする</u>	<u>C 新たな評価基準とする</u>
<u>B 新たな評価基準とする (人口カバー率、面積カバー率に加え、基盤展開率も評価)</u>	<u>C (規定しない)</u>
	※ ミリ波は、スポット的な利用が前提となることから、エリアカバレッジ(人口カバー率、面積カバー率、基盤展開率)の観点からの評価は行わない。
<u>新たな評価基準とする</u>	<u>(基地局の数により評価)</u>
	<u>D 現行どおり ※ただし、継続検討課題とする</u>
	(検討課題3 (SAに係る評価) において検討)

(2) 認定の有効期間が満了している又は認定に係らない周波数帯 【進捗評価】別紙2関係 (続き)

Sub6 <有効利用評価方針 改定案>

2 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

※Sub6のみ

評価項目	S	A	B	C
(1) 基地局の数 [#]	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を 非常に大きく上回っ ていているとして、ア又 はイのいずれかを満 たしている。 ア (1)、(2)及び (3)の評価のうち 複数の評価がS であり、(1)、(2)及 び(3)の評価がい ずれもB以上で ある。 イ (1)、(2)及び(3) の評価のうちい ずれか1つがSで あり、他の評価 がAである。	前年度実績値を 大きく上回っている として、ア又はイの いずれかを満たして いる。 ア (1)、(2)及び(3) の評価のうちい ずれか1つがSであ り、その他の評価 がA及びB又は いずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3) の評価のうちい ずれか1つがAであ り、他の評価 がA又はBであ る。	前年度実績値を 上回っていると して、(1)、(2)及び(3) の評価がいずれも Bである。	前年度実績値を 下回っていると して、(1)、(2)及 び(3)の評価 のうちいずれか がCである。

(注) (1)基地局の数は、全国のみ記載。総通局ごとに全国に準じて改定。

3 基盤展開率

S	A	B	C
前年度実績値 +1%超	前年度実績値 ±1%以内	前年度実績値-5%以上 前年度実績値-1%未満	前年度実績値 -5%未満

4 通信量

S	A	B	C
-	-	帯域別トラヒック総量が前年度実績値 以上である。	帯域別トラヒック総量が前年度実績値 未満である。

5 技術導入状況 (略: 検討課題3 (SAIに係る評価) にて検討)

○改定の考え方

(1)～(4)共通

Sub 6は、認定期間の満了時点で、全国又は一部地域において、他の無線システムとの干渉等により、現行のミッドバンドにおける人口カバー率の最低限達成すべき目標(50%)未満となる見込みである。このため、更なる基地局の展開を促すことが適当であると考えられることから、「B」評価以上は「前年度実績値以上」とし、「C」評価は「前年度実績値未満」とする。

(1)基地局の数

「S」評価は、現行と同様の「+3,000局超」とし、「A」評価は、更なる基地局の展開を期待し、「+1,000局以上、+3,000局以下」とする（詳細は、スライド12を参照）。

(B) (2)人口カバー率、(3)面積カバー率

「S」評価は、現行の「+1%超」を基準とせず、更なるカバー率の拡大を期待し、「+5%超」とし、「A」評価は「+1%以上、+5%以下」とする（詳細は、スライド13、14を参照）。

(4)総合的な評価

「S」評価は、前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、(1)～(3)の「2つ以上がS、いずれもB以上」又は「1つがS、その他がA」の場合とする。「A」評価は、前年度実績値を大きく上回っているとして、(1)～(3)の「1つがS、その他がB以上」又は「1つがA、その他がB以上」の場合とし、「B」評価は、前年度実績値を上回っているとして、(1)～(3)の評価が「いずれもB」、1つでも「C」評価があれば、前年度実績値を下回っているとして「C」評価とする。

(B) 基盤展開率は、認定期間の満了時点の計画値が90%を超える社も存在することから、現行の人口カバー率及び面積カバー率と同様な基準値とする。

【現行の考え方と同様】通信量については、帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である場合は「C」評価とし、前年度実績値以上である場合を標準の「B」評価とする。
※ただし、通信量の評価の在り方については、継続検討課題とする。

(2) 認定の有効期間が満了している又は認定に係らない周波数帯 【進捗評価】別紙2関係 (続き)

ミリ波

<有効利用評価方針 改定案>

1 電気通信業務用基地局の数

評価項目	S	A	B	C
基地局の数 ^注	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満

(注) (1) 基地局の数は、全国のみ記載。総通局ごとは全国に準じて改定。

2 通信量

S	A	B	C
-	-	帯域別トラヒック総量が前年度実績値 以上である。	帯域別トラヒック総量が前年度実績値 未満である。

3 技術導入状況

(略: 検討課題3 (SAに係る評価) にて検討)

○改定の考え方

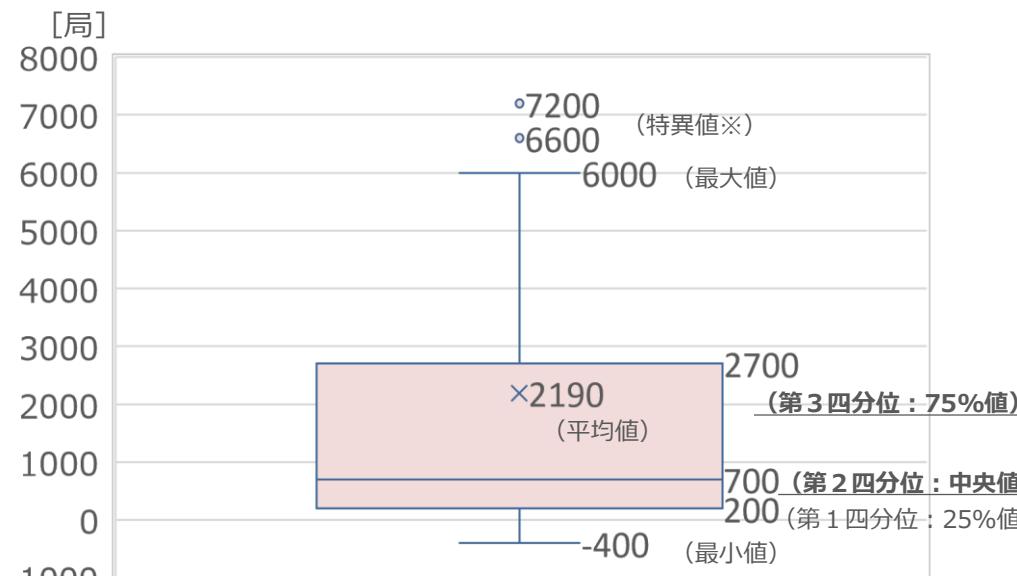
C (Sub6の考え方と同様)

更なる基地局の展開を促すこととし、「B」評価以上は「前年度実績値以上」とし、「C」評価は「前年度実績値を下回っている」ととする。
 「S」評価は、現行と同様の「+3,000局超」とし、「A」評価は、更なる基地局の展開を期待し、「+1,000局以上、+3,000局以下」とする（詳細は、スライド12を参照）。

【現行の考え方と同様】通信量については、帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である場合は「C」評価とし、前年度実績値以上である場合を標準の「B」評価とする。
 ※ただし、通信量の評価の在り方については、継続検討課題とする。

○ Sub6及びミリ波に係る基地局の数の評価基準の考え方（認定の有効期間後：進歩評価）

<基地局の数（全国）の前年度実績値からの増減数^注>



Sub6及びミリ波に係る基地局の数（全国）の前年度実績値からの増減に係る評価基準については、これまでの利用状況調査結果に基づく統計的なデータも踏まえ、各社における基地局の整備能力の観点から、以下を基準とする。

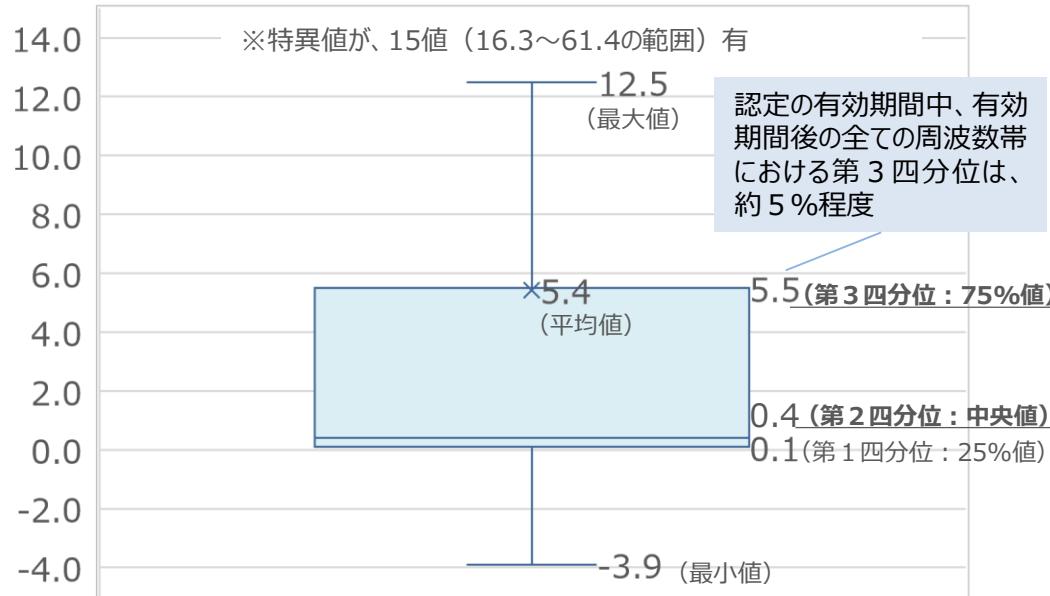
- ・「S」評価：前年度実績値+3,000局超
特に優れているとして、第3四分位程度の+3,000局超
- ・「A」評価：前年度実績値+1,000局以上、+3,000局以下
優れているとして、第2四分位程度の+1,000局以上、+3,000局以下
- ・「B」評価：前年度実績値以上、+1,000局未満
標準的として、前年度実績値以上、+1,000局未満
- ・「C」評価：前年度実績値未満
努力を要するとして、前年度実績値未満

※特異値は、グラフ掲載の2値以外に6値(25200, 14600, 13500, 12800, 12200, 10900)有

注) 令和元年度から令和5年度までの利用状況調査結果等の各社ごと周波数帯ごとの基地局数（全国）の増減数を十の位で四捨五入した値（合計105値）に基づき、事務局作成。 値は、全局廃止又は減少傾向の周波数帯が存在する「3G」は除き、データが確認できなかった令和元年度の一部周波数帯を除いている。

○ Sub6に係る人口カバー率の評価基準の考え方（認定の有効期間後：進捗評価）

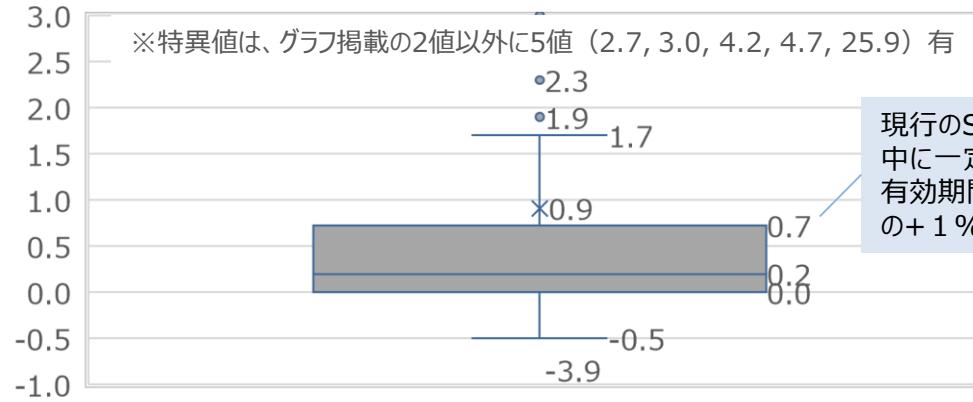
<全ての周波数帯における人口カバー率の前年度実績値からの増減値注>



Sub6に係る人口カバー率の前年度実績値からの増減に係る評価基準について、令和4年度調査結果の最大カバー率が42.5%であることにも鑑み、今後のカバー率の拡大を期待し、現行の基準（S評価：前年度実績値+1%超等）より厳しい基準とし、これまでの利用状況調査結果に基づく統計的なデータも踏まえ、以下を基準とする。

- ・「**S**」評価：前年度実績値+5%超
特に優れているとして、第3四分位程度の+5%超
- ・「**A**」評価：前年度実績値+1%以上、+5%以下
優れているとして、第2四分位程度の+1%以上、+5%以下
- ・「**B**」評価：前年度実績値以上、+1%未満
標準的として、前年度実績値以上、+1%未満
- ・「**C**」評価：前年度実績値未満
努力を要するとして、前年度実績値未満

(参考) <認定の有効期間が満了している又は認定によらない周波数帯における人口カバー率の前年度実績値からの増減値注>



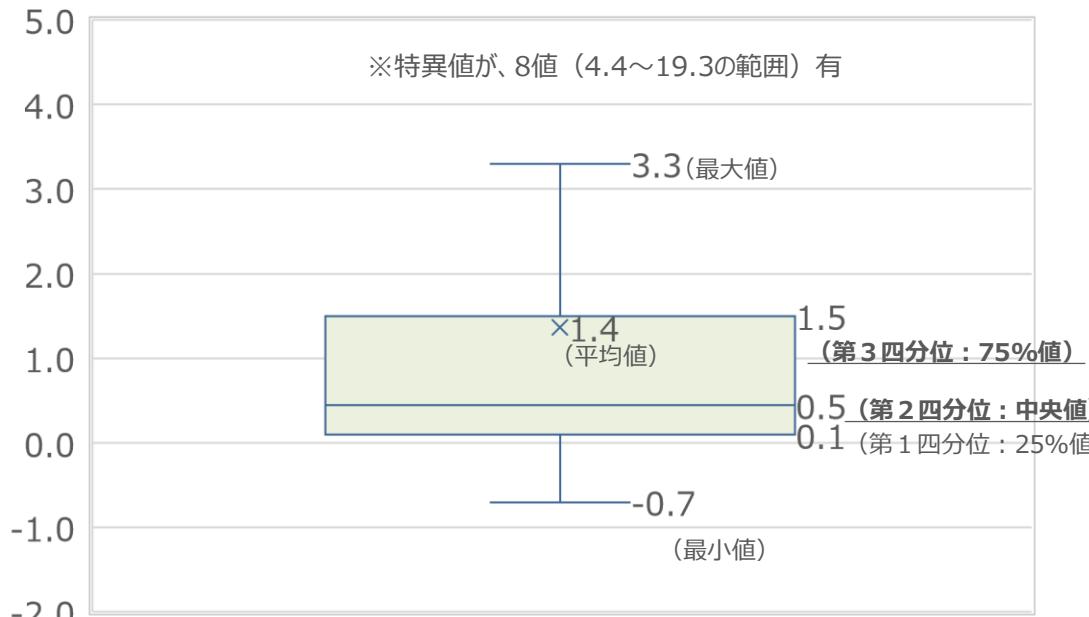
現行のS評価については、認定の有効期間中に一定の整備を行った後であり、認定の有効期間満了後における第3四分位程度の+1%超

注) 令和元年度から令和5年度までの利用状況調査結果等の各社ごと周波数帯ごとの人口カバー率（全国）の増減値（113値）に基づき、事務局作成。

値は、全局廃止又は減少傾向の周波数帯が存在する「3G」は除いている。なお、参考グラフは、認定の有効期間が満了又は認定によらない全国の人口カバー率の増減値（70値）に基づく。

○ Sub6に係る面積カバー率の評価基準の考え方（認定の有効期間後：進捗評価）

<全ての周波数帯における面積カバー率の前年度実績値からの増減値注>

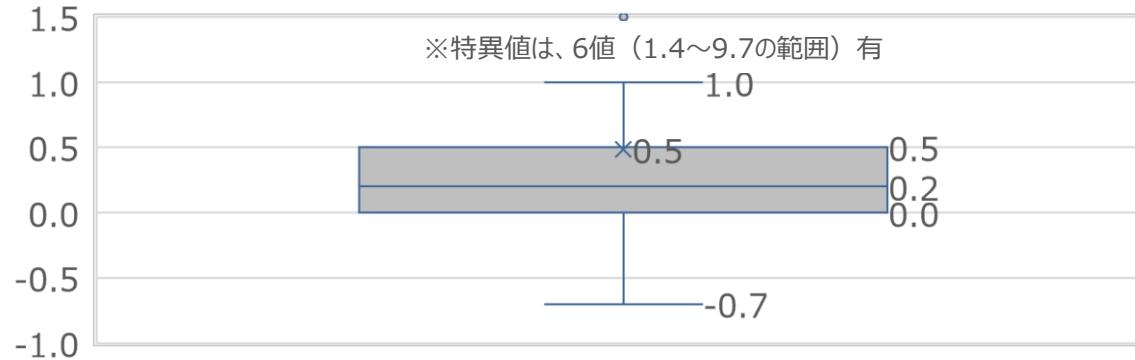


Sub6に係る面積カバー率の前年度実績値からの増減に係る評価基準については、これまでの利用状況調査の統計的なデータを踏まえると、面積カバー率の「S」評価は、第3四分位の+1.5%程度とすることも考えられる。

一方で、これまでの基地局整備においては、面積カバー率より人口カバー率の拡大を優先する傾向にあると考えられるが、5 Gにおいては、デジタル田園都市国家インフラ整備計画（令和5年4月25日総務省改訂版）において、今後、自動運転などで携帯電話事業者の全国ネットワークが必要となることが見込まれる主要道路を対象とした、非居住地域の整備目標の設定が行われていることにも鑑み、面積カバー率の更なる拡大を期待し、評価基準は、人口カバー率と同様とし、以下を基準とする。

- ・「S」評価：前年度実績値+5%超
- ・「A」評価：前年度実績値+1%以上、+5%以下
- ・「B」評価：前年度実績値以上、+1%未満
- ・「C」評価：前年度実績値未満

(参考) <認定の有効期間が満了している又は認定によらない周波数帯における面積カバー率の前年度実績値からの増減値注>



注) 令和元年度から令和5年度までの利用状況調査結果等の各社ごと周波数帯ごとの面積カバー率（全国）の増減値（113値）に基づき、事務局作成。
値は、全局廃止又は減少傾向の周波数帯が存在する「3G」は除いている。なお、参考グラフは、認定の有効期間が満了又は認定によらない全国の人口カバー率の増減値（70値）に基づく。

SAに係る評価

(検討課題 3 関係)

1. 検討課題

※令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果（案） V 今後の有効利用評価に向けての検討課題より

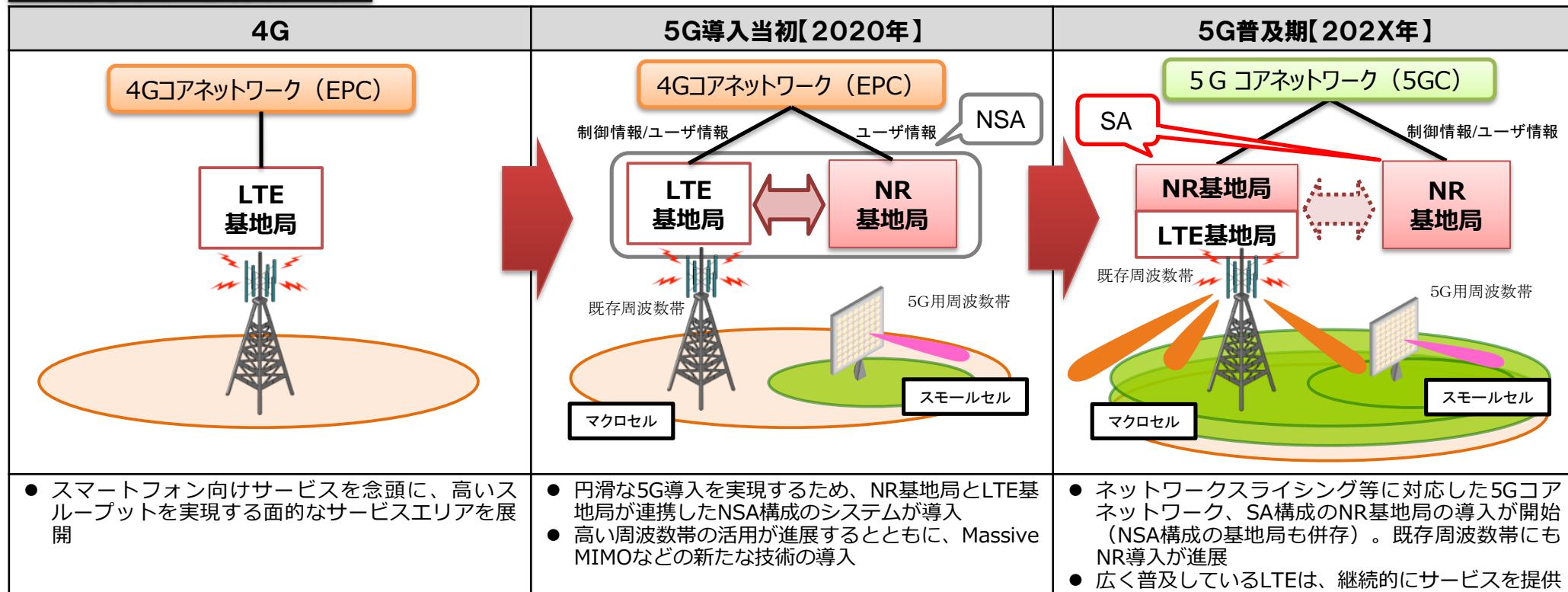
5Gの特長を最大限発揮するためには、様々な品質要求に対応できるネットワークスライシングを活用した柔軟なネットワークの構築が必要となる。このためには、5G専用のコアネットワーク設備と5G基地局を組み合わせて通信する**スタンドアローン（SA）**の導入の進展が期待されるところである。

前年度の検討課題において、総務省に対し、調査対象にSAの導入状況を加えることの検討を要請し、当該検討結果を踏まえつつ評価の在り方について検討を行うとしていた。

総務省は、検討の結果、本年度からSAの導入状況を調査対象に加えることとし、その調査結果の報告がなされた。当該報告も踏まえ、部会における事業者ヒアリングにおいて、各社の今後のSA展開方針を聴取した。

これらを踏まえ、国内におけるSA導入を更に促進するため、次年度からの5Gの評価においては、**SAを技術導入状況の評価基準に含める方向で、有効利用評価方針の改定案の検討を行うこと**とした。

4Gから5Gへ移行イメージ



2. 有効利用評価方針の改定の考え方

(1) 認定の有効期間が満了して又は認定に係らない周波数帯 【実績評価】 別紙1関係

<現行の有効利用評価方針>

5 技術導入状況

B	評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入し、電波を能率的に利用している。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ UL64QAM又は256QAM
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、ア又はイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO若しくは(ウ)UL64QAM若しくは256QAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入しているが、電波を能率的に利用していない。 イ (ア)CA、(イ) 2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO若しくは(ウ)UL64QAM若しくは256QAM又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。

<有効利用評価方針 改定案>



5 技術導入状況³⁰

³⁰ 第3世代移動通信システム（3G）については、導入できない技術であるため、評価を実施しない（別紙2の一の5において同じ）。

S	評価区域内の全ての都道府県において、アからエまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ UL64QAM又は256QAM エ SA
A	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入し、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、エ又はその代替技術を導入している。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ UL64QAM又は256QAM エ SA
B	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ UL64QAM又は256QAM
C	評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ UL64QAM又は256QAM
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ UL64QAM又は256QAM

○改定の考え方

- 4G及び5Gにおいて、ア～ウの技術は、基本的に用いられていることから、既存の「B」評価は「C」評価とし、「B」評価は、全ての都道府県においてア～ウの全て又はそれらの代替技術を導入しているとの基準に変更する。
- 5G導入周波数帯におけるSAの導入促進の観点から、SA又はその代替技術を、評価区域内の全ての都道府県において導入している場合は「S」評価、一部の都道府県の場合は「A」評価とする。なお、4Gのみの利用帯域における最も高い評価は「B」評価（既存と同様）となる。
- 評価基準の明確化のため、3Gでは導入できない技術であることから、3Gについては評価を実施しない旨の脚注の追加、電波の能率的な利用に係る基準は削除する。

S Aに係る評価 ③ (検討課題 3 関係)

(2) 認定の有効期間が満了して又は認定に係らない周波数帯 【進捗評価】 別紙 2 関係

(4) 認定の有効期間中の周波数帯 【進捗評価】 別紙 4 関係

<現行の有効利用評価方針>

S	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち 1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 + 10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 10%以上である。
A	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 ± 10%以内である。
B	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち 1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 10%未満である。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 30%以上である。
C	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO、又は(ウ)256QAMのうち 1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 30%未満である。

<有効利用評価方針 改定案>



S	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)UL64QAM若しくは256QAM、又は(工)SAのうち 1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 + 10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO、(ウ)UL64QAM又は256QAM、及び(工)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 10%以上である。
A	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO、(ウ)UL64QAM又は256QAM、及び(工)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 ± 10%以内である。
B	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)UL64QAM若しくは256QAM、又は(工)SAのうち 1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 10%未満である。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO、(ウ)UL64QAM又は256QAM、及び(工)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 30%以上である。
C	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)UL64QAM若しくは256QAM、又は(工)SAのうち 1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 30%未満である。

○改定の考え方

- 評価を行う技術にSAを追加する。「S」評価において、(工)SAのみ前年度実績値 + 10%を超えた場合にも高く評価することとし、既存の基準のとおり、(ア)～(工)のうち「1つ以上」とする。「A」～「C」評価は既存の基準のとおり、前年度実績との比較により評価する。
- 実績評価との整合性の観点から、「UL64QAM」を追加する。

(3) 認定の有効期間中の周波数帯【実績評価】別紙3関係

<現行の有効利用評価方針>

(1) 5G用周波数帯以外の周波数帯

S	アからウまでのうち複数の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM
A	アからウまでのうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM
B	アからウまでのうち1つの技術が導入されている。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM
C	アからウまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM

(2) 5G用周波数帯

S	アからエまでのうち複数の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM
A	アからエまでのうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM
B	アからエまでのうち1つの技術が導入されている。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM
C	アからエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM

<有効利用評価方針 改定案>

(1) 770MHzを超え773MHz以下の周波数帯

S	アからエまでのうち3つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 2MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
A	アからエまでのうち3つ以上複数の技術が導入されている。 ア CA イ 2MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
B	アからエまでのうち1つ以上2つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ 2MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
C	アからエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 2MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA

(2) (1)以外の周波数帯

S	アからオまでのうち4つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
A	アからオまでのうち4つ以上の技術が導入されている。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
B	アからオまでのうち1つ以上3つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
C	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4 MIMO又は8 MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA

○改定の考え方

- (1) 昨年10月に割当てが行われた700MHz帯は、5G及びCAが標準化されておらず現時点では導入できない技術であるが、認定を受けた者はその開設計画において標準化提案を行うとしていることから、導入の促進を期待し、CA及びSAを含めた基準とする。また、同周波数帯の特性上、4MIMO以上のMIMOの導入に技術的困難性があることから「S」評価に2MIMOを加えるとともに、他評価基準との整合性の観点からUL64QAMを加えた上で、「S」評価及び「A」評価は、CA又はSAの早期導入を期待し、「3つ以上」の技術とする。
- (2) 700MHz帯以外の周波数帯においては、4Gとして割り当てられた周波数帯においても5Gの導入が進展していることから、SAを基準に追加するとともに、他評価基準との整合性の観点からUL64QAMを加えた上で、Massive MIMOの更なる導入を期待し、「S」評価及び「A」評価は、「4つ以上」の技術とする。
- いずれの場合でも、「C」評価は、いずれの技術も導入されていないものとし、「B」評価は、「A」評価と「C」評価の間の基準とする。

3 Gに係る評価

(検討課題 4 関係)

3Gに係る評価 ① (検討課題 4 関係)

1. 検討課題

※令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果（案） V 今後の有効利用評価に向けての検討課題より

3Gについては、携帯電話事業者各社は、既にサービスを終了したか、又はサービス終了の予定時期を公表している。また、一部の事業者においては、サービス終了に向けて、3Gの基地局数を減らしており、人口カバー率や面積カバー率が減少している状況にある。

前年度の検討課題において、3Gに関する評価の在り方について、3Gがサービス終了し、4G・5Gにマイグレーションすることを前提に、検討していくとした。

部会における事業者ヒアリングの結果、3Gと4Gは周波数帯域を分けて利用していること、また、3Gの利用を終了した周波数帯域においては3Gから4G・5Gへ順次マイグレーションを図っていくこと、マイグレーションには一定の期間が必要であることが判明した。

3Gからマイグレーションを図ることは電波の有効利用の観点から適切な対応と認められるが、3Gの利用を終了した周波数帯域の電波の有効利用を早期に図っていくことが重要である。

このため、3Gサービス終了までの期間における3Gの評価においては、3Gの利用帯域において4G・5Gへのマイグレーションを実施している場合は、3Gに加え当該帯域を利用する4G・5Gの合算による評価を行うこととする。利用状況調査を担当する総務省においては、次年度以降、3Gの周波数帯域においては、3Gに加え当該帯域を利用する4G・5Gの合算値による調査報告を行っていただきたい。

また、3Gサービス終了後の期間における3Gの評価においては、マイグレーションには一定の期間が必要であることから、総務省における電波の利用状況調査において移行計画の提出を求め、当該移行計画の調査結果に基づく評価を行う方向で、**有効利用評価方針の改定案の検討を行うこと**とした。

2. 有効利用評価方針の改定の考え方

有効利用評価方針の改定案は、次項のとおり。

○改定の考え方

3Gサービス終了後の期間における3Gの利用を終了した周波数帯域の評価について、有効利用評価方針に、**移行計画に係る評価の事項、方法及び基準を新たに規定する。**

- (1) **評価の事項**：電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（調査等省令）に基づく「使用周波数の移行計画」を評価の事項とする。
- (2) **評価の方法**：利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価する。
- (3) **評価の基準**：免許人から提出された移行計画における「移行する周波数及び通信規格」、「移行する周波数に係る電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し」、「移行に要する期間※」を分析し評価を行う。

※ 電波法の免許の有効期間が5年であり、再免許が保障されていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率が「D」評価の基準を超える（例：800MHz帯では80%以上）ために必要な期間は、3Gサービス終了時点から5年以内として評価を行う。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮する。

3Gに係る評価 ② (検討課題4関係)

〈有効利用評価方針 改定案〉

三 評価の事項、方法及び基準

総務大臣から利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、評価の区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項により評価を行うものとする。

1 電気通信業務用基地局に係る評価は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

(ア) 電気通信業務用基地局の数

(イ) 人口カバー率

(ウ) 面積カバー率

イ 無線局の行う無線通信の通信量

ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ 使用周波数の移行計画¹³

王オ 総務省令¹⁴に規定する事項（エに掲げるものを除く。）

(2) 評価の方法

評価の方法は、次に掲げる事項とする。

ア (1)アからウまでの事項は、定量的及び定性的に実績評価¹⁵及び進捗評価¹⁶を行うものとする。

イ (1)エの事項は、利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする。

イウ (1)王オの事項は、1又は2以上の免許人の1又は2以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする¹⁷。

(3) 評価の基準

評価の基準は、次に掲げる事項とする¹⁸。

ア (1)アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間が満了している¹⁹又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る評価の基準

(ア) 実績評価の基準は、別紙1のとおりとする。

(イ) 進捗評価の基準は、別紙2のとおりとする。

イ (1)アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯に係る評価の基準

(ア) 実績評価の基準は、別紙3のとおりとする。

(イ) 進捗評価の基準は、別紙4のとおりとする。

ウ (1)エの事項に係る評価の基準

(1)エの事項に係る評価は、次に掲げる事項を分析し、行うものとする。

(ア) 移行する周波数及び通信規格

(イ) 移行する周波数に係る電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し

(ウ) 移行に要する期間²⁰

エ (1)王オの事項に係る評価の基準

(1)王オの事項に係る評価の基準は、別紙5のとおりとする。

王オ 全体の総合的な所見

(1)アから王オまでの事項の評価を踏まえ、免許人ごとに総合的な所見を述べるものとする。

(脚注) ¹³ 1の周波数帯において、通信規格ごとに異なる周波数を使用している場合であって、電気通信業務用基地局の免許人が行う通信規格の変更に一定の期間を要するものとして、総務大臣が調査を行ったものに限る。

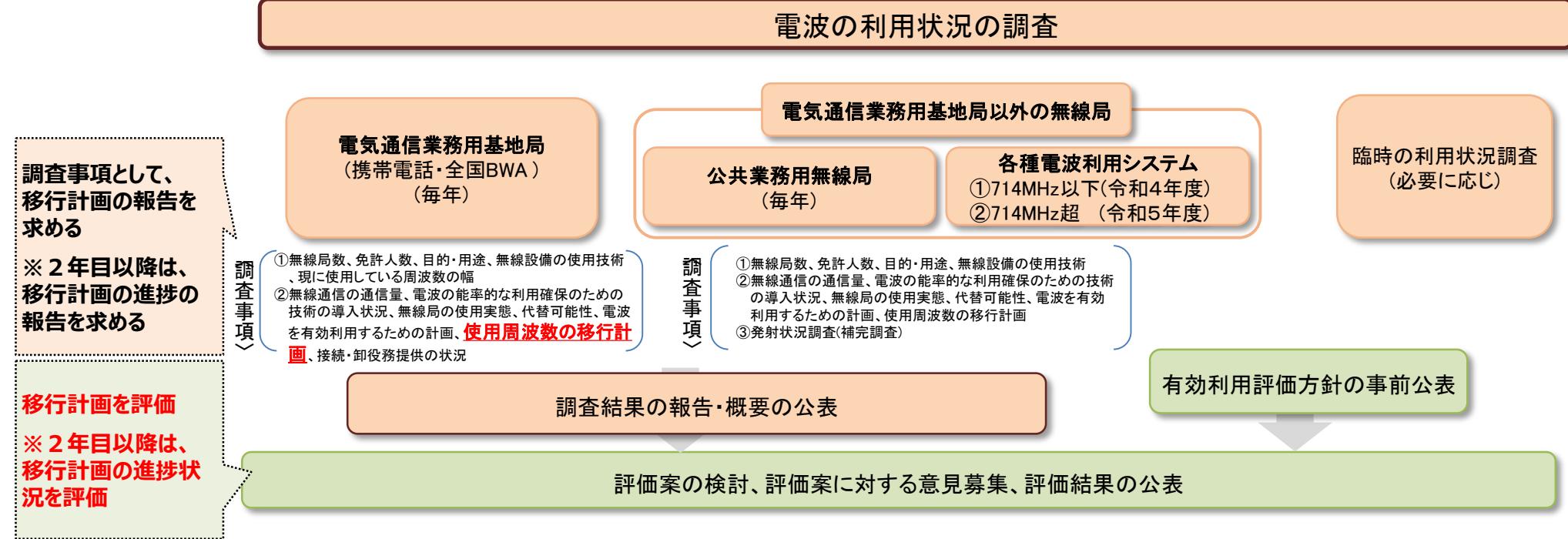
²⁰ 電波法の免許の有効期間が5年であり、再免許が保障されていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率について、別紙1に示す最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から5年以内として評価を行うものとする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。

(参考) 3Gに係る評価 ③ (検討課題4関係)

移行計画に基づく評価の流れ（予定）は次のとおり。

- ・「移行計画」に係る有効利用評価方針の改定
- ・令和6年度の電波の利用状況調査において、3Gから4G・5Gへの移行計画を調査
- ・令和6年度の有効利用評価において、「移行計画」を評価
- ・令和7年度に向け、「移行計画の進捗」に係る有効利用評価方針の改定
- ・令和7年度以降、「移行計画の進捗」を評価

電波の利用状況の調査



認定の有効期間中の周波数帯平均値に基づく評価

(検討課題 5 関係)

1. 検討課題

※令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果（案） V 今後の有効利用評価に向けての検討課題より

認定期間中の実績評価においては、**基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率**について、**複数者の周波数帯平均値を用いた相対的な評価基準**を用いている。このため、1者割当てとなっている周波数帯においては、平均値が示せないことから、総合評価を行っていない（「R」評価）ところである。

複数者に割り当てられた周波数帯において相対評価を実施することは、各者間の競争を促進し更なる電波の有効利用を期待するところであるが、近年の周波数割当では1者割当てとなっているケースが多く、**本年10月にも700MHz帯が1者に割り当てられ、複数の周波数帯において相対評価が困難な状況**にある。

この状況を踏まえ、例えば、周波数帯平均値を用いず、**各者の開設計画値との比較に基づく評価**を行うことによるなど、**認定期間中の有効利用評価方針の改定案の検討**を行うこととしたい。

○ (参考) 認定期間中の周波数帯、事業者数等

	700MHz帯 (3MHz幅)	1.7GHz帯 (1805~1845MHz)	1.7GHz帯東名阪以外 (1860~1880MHz)	2.3GHz帯	3.4GHz帯
事業者数	1	2	1	1	2
事業者名	楽天モバイル	KDDI/沖セル 楽天モバイル	楽天モバイル	KDDI/沖セル	NTTドコモ ソフトバンク
認定期間	2023.10.23 - 2033.10.22	2018.4.9 - 2028.4.8	2021.4.14 - 2028.4.13	2022.5.18 - 2027.5.17	2018.4.9 - 2028.4.8
開設指針における主な審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局数 ・人口カバー率（10年後に80%以上） ・面積カバー率 ・道路カバー率 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局数 ・人口カバー率（8年後に80%以上） ・面積カバー率 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局数 ・5G基盤展開率（7年後に50%以上） ・面積カバー率 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局数 (ダイナミック周波数共用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局数 ・人口カバー率（5年後に50%以上） ・面積カバー率

※5G導入開設指針に係る周波数帯（3.7GHz帯、4.0GHz帯、4.5GHz帯及び28GHz帯）は、次年度の2024年4月8日に認定期間が満了するため省略。

2. 有効利用評価方針の改定の考え方

(3) 認定の有効期間中の周波数帯 【実績評価】 別紙 3 関係

<現行の有効利用評価方針>

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

S	A	B	C
<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の110%を超えていている。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、以下の条件を複数満たしている、又は、条件の範囲を上回っているものと条件の範囲を下回っているものがある。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数が、電気通信業務用基地局の数に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。</p> <p>イ 人口カバー率が、人口カバー率に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、人口カバー率に係る周波数帯平均値の110%にあたる人口カバー率が100%を超える場合は、周波数帯平均値±（100%－周波数帯平均値）以内とする。</p> <p>ウ 面積カバー率が、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、以下の条件を複数満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率又は面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の70%以上かつAの条件の範囲を下回っている。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の110%以下である。</p> <p>ウ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち、1つがAの条件の範囲を満たしており、1つ以上が周波数帯平均値の70%未満である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の70%未満である。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、Aの条件の範囲を下回っている。</p>

2 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開

S	A	B	C
<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率のいずれも、それぞれ周波数帯平均値の110%を超えていている。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、5G基盤展開率に係る周波数帯平均値の110%にあたる5G基盤展開率が100%を超える場合は、周波数帯平均値±（100%－周波数帯平均値）以内とする。</p> <p>イ 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のうち、一方が周波数帯平均値の110%を超えており、他方が周波数帯平均値の110%以下である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のうち、一方がAの条件の範囲を満たしており、他方がAの条件の範囲を下回っている。</p> <p>イ 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のいずれもAの条件の範囲を下回っており、かつ1つ以上が70%以上である。</p>	<p>各周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のいずれも、5G用周波数帯平均値の70%未満である。</p>

3 技術導入状況 (略：検討課題3 (SAに係る評価) にて検討)

4 総合的な評価

S	A	B	C
1(電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3(技術導入状況)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	1(電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3(技術導入状況)の評価のいずれもAである。	1(電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3(技術導入状況)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	1(電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)又は3(技術導入状況)の評価のうちいずれかがCである。

認定の有効期間中の周波数帯平均値に基づく評価 ③ (検討課題 5 関係)

27

<有効利用評価方針 改定案①>

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率

※1.7GHz帯東名阪以外及び2.3GHz帯を除く周波数帯

評価項目	S	A	B	C
(1) 基地局の数	計画値 + 3,000局超	計画値 + 1,000局以上 計画値 + 3,000局以下	計画値以上 計画値 + 1,000局未満	計画値未満
(2) 人口カバー率	計画値 + 5%超	計画値 + 1%以上 計画値 + 5%以下	計画値以上 計画値 + 1%未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうち、いずれかがCである。

2 電気通信業務用基地局の数

※1.7GHz帯東名阪以外の周波数帯

評価項目	S	A	B	C
(1) 基地局の数 (屋外)	計画値 + 3,000局超	計画値 + 1,000局以上 計画値 + 3,000局以下	計画値以上 計画値 + 1,000局未満	計画値未満
(2) 基地局の数 (屋内)	計画値 + 3,000局超	計画値 + 1,000局以上 計画値 + 3,000局以下	計画値以上 計画値 + 1,000局未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうち、いずれかがCである。

3 電気通信業務用基地局の数

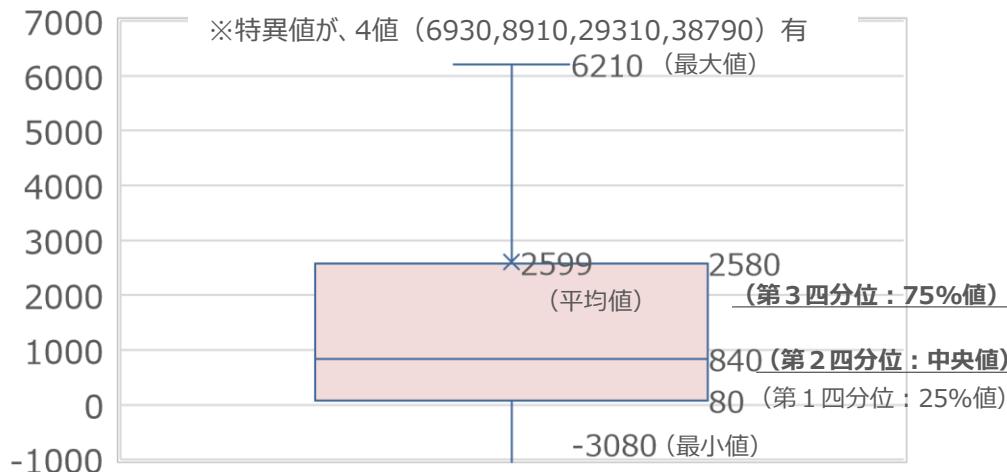
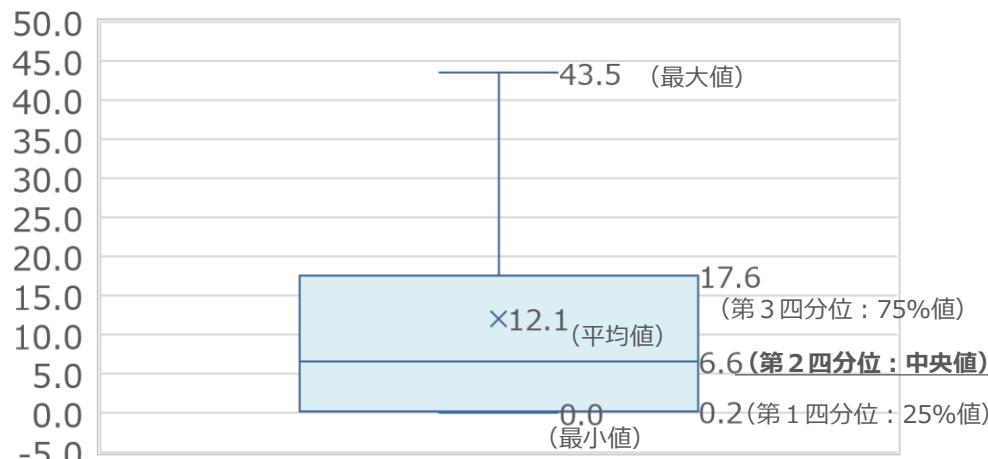
※2.3GHz帯

評価項目	S	A	B	C
基地局の数	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回る実績であるとして、以下を満たしている。 計画値 + 3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値 + 1,000局以上 計画値 + 3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値 + 1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

○改定の考え方

- ・ 共通：認定の有効期間中の「実績評価」について、開設計画値（それぞれの周波数帯ごとの開設指針に基づく計画値）との比較による評価を行うこととする。現行の進捗評価における計画値との比較においては、「A」評価を計画値以上としているが、実績として評価するにあたっては、計画値以上を達成した場合を標準的とし、「B」評価を「計画値以上」とし、「C」評価を「計画値未満」とする。
- ・ 基地局の数：「S」評価は、現行の進捗評価と同様の「+3,000局超」とし、「A」評価は、更なる基地局の展開を期待し、「+1,000局以上、+3,000局以下」とする（詳細は、スライド28を参照）。
- ・ 人口カバー率：「S」評価は、現行の進捗評価における「+1%超」を基準とせず、更なるカバー率の拡大を期待し、「+5%超」とし、「A」評価は「+1%以上、+5%以下」とする（詳細は、スライド28を参照）。
- ・ 総合的な評価：計画値が2項目ある周波数帯において、「S」評価はいずれかがSかついずれもA以上、「A」評価は1つ以上がA以上かついずれもB以上、「B」評価はいずれもB、1つでも「C」評価があれば、「C」評価とする。

○ 基地局の数、人口カバー率の評価基準の考え方（認定の有効期間中：実績評価）

<認定の有効期間中の基地局数に係る「実績値－計画値」の値^注><認定の有効期間中の人口カバー率に係る「実績値－計画値」の値^注>

基地局の数（全国）の実績値と計画値の差分に係る評価基準については、これまでの利用状況調査結果に基づく統計的なデータも踏まえ、基地局の整備能力の観点から、以下を基準とする。

- ・「S」評価：計画値+3,000局超
特に優れているとして、第3四分位程度の+3,000局超
- ・「A」評価：計画値+1,000局以上、+3,000局以下
優れているとして、第2四分位程度の+1,000局以上、+3,000局以下
- ・「B」評価：計画値以上、+1,000局未満
標準的として、計画値以上、+1,000局未満
- ・「C」評価：計画値未満
努力を要するとして、計画値未満

人口カバー率の実績値と計画値の差分に係る評価基準については、これまでの利用状況調査結果に基づく統計的なデータも踏まえると、人口カバー率の「S」評価は、第3四分位の20%程度とすることも考えられる。一方で、統計データが20値と少数であること、新規参入事業者の実績値が計画値を大きく上回っていることを考慮し、また、現行の進捗評価の「S」評価の基準値が+1%であることを踏まえ、以下を基準とする。

- ・「S」評価：計画値+5%超
特に優れているとして、第2四分位程度の+5%超
- ・「A」評価：計画値+1%以上、+5%以下
優れているとして、現行の進捗評価の「S」評価の基準が+1%であることを踏まえ、+1%以上、+5%以下
- ・「B」評価：計画値以上、+1%未満
標準的として、計画値以上、+1%未満
- ・「C」評価：計画値未満
努力を要するとして、計画値未満

<有効利用評価方針 改定案②>

4 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率 ※1.7GHz帯東名阪以外

評価項目	S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	計画値+1,000局超	計画値+500局以上 計画値+1,000局以下	計画値以上 計画値+500局未満	計画値未満
(2) 5G基盤展開率	計画値+5%超	計画値+1%以上 計画値+5%以下	計画値以上 計画値+1%未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうち、いずれかがCである。

○改定の考え方

- 前項と同様とし、「B」評価を「計画値以上」とし、「C」評価を「計画値未満」とする。
- 5G高度特定基地局の数：「S」評価は、現行の進歩評価と同様の「+1,000局超」とし、「A」評価は、更なる基盤展開を期待し、「+500局以上、+1,000局以下」とする（詳細は、スライド30を参照）。
- 5G基盤展開率：「S」評価は、現行の進歩評価における「+1%超」を基準とせず、更なるカバー率の拡大を期待し、「+5%超」とし、「A」評価は「+1%以上、+5%以下」とする（詳細は、スライド30を参照）。
- 総合的な評価：（スライド27と同様）

5 技術導入状況 (略：検討課題3 (SAに係る評価) にて検討)

6 総合的な評価

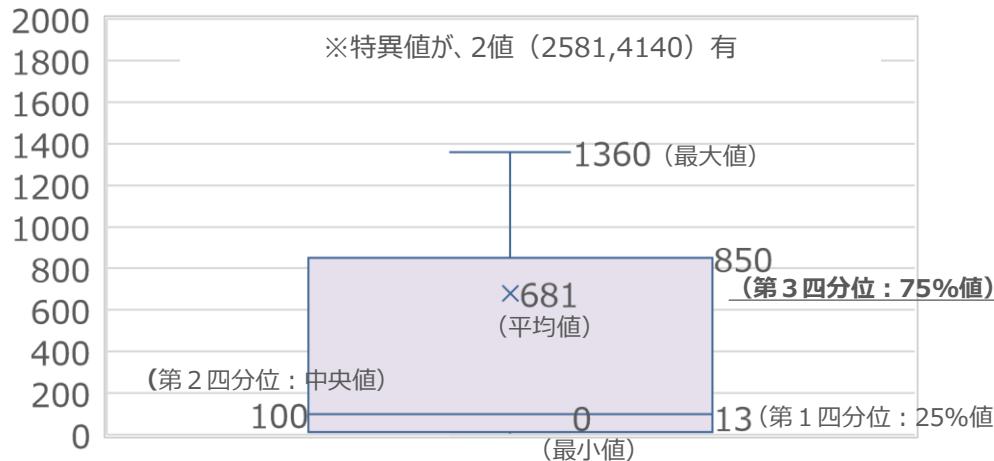
	S	A	B	C
(1) 1.7GHz帯東名阪以外及び2.3GHz帯を除く周波数帯	1(電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率)の評価がSである。	1(電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率)の評価がAである。	1(電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率)の評価がBである。	1(電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率)又は5(技術導入状況)の評価のうちいずれかがCである。
(2) 1.7GHz帯東名阪以外の周波数帯	2(電気通信業務用基地局の数)及び3(5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	2(電気通信業務用基地局の数)及び3(5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率)の評価のうち、一方がSであり他方がB、又は一方がAであり他方がA若しくはBである。	2(電気通信業務用基地局の数)及び3(5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率)の評価がいずれもBである。	2(電気通信業務用基地局の数)、3(5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率)又は5(技術導入状況)の評価のうちいずれかがCである。
(3) 2.3GHz帯	3(電気通信業務用基地局の数)の評価がSである。	3(電気通信業務用基地局の数)の評価がAである。	3(電気通信業務用基地局の数)の評価がBである。	3(電気通信業務用基地局の数)又は5(技術導入状況)の評価のうちいずれかがCである。

○改定の考え方

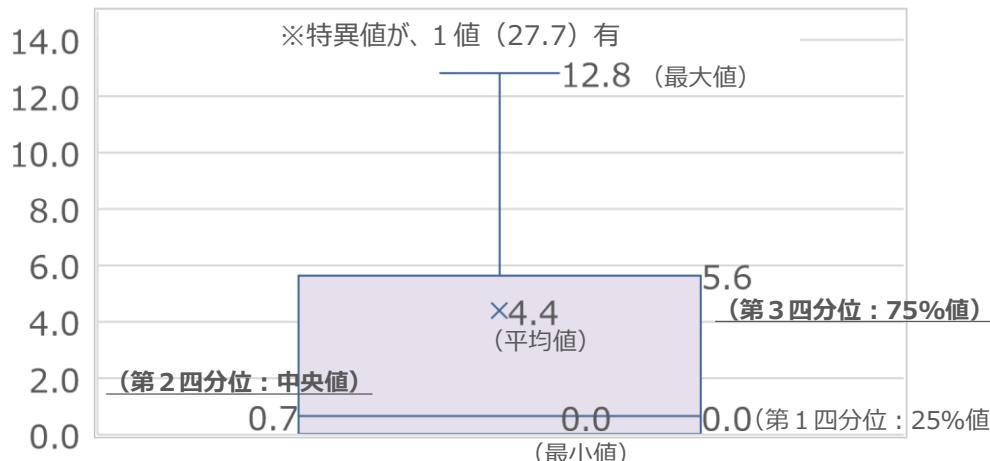
- 総合的な評価については、「S」～「B」評価までは、計画値との比較による評価項目に基づく評価とする。「C」評価においては、技術導入状況も考慮する。
- 1.7GHz帯東名阪以外については、計画値に基づく2項目の評価に基づくものとし、「S」評価は一方がSで他方がA以上、「A」評価は、一方がSで他方がB、又は一方がAで他方がA若しくはB、「B」評価はいずれもB、技術導入状況を含め1つでも「C」評価の場合は「C」評価とする。

○ 5G高度特定基地局数、5G基盤展開率の評価基準の考え方 (認定の有効期間中 : 実績評価)

< 5G高度特定基地局数に係る「実績値 - 計画値」の値注>



< 5G基盤展開率に係る「実績値 - 計画値」の値注>



5G高度特定基地局数の実績値と計画値の差分に係る評価基準については、5G導入開設指針に係る周波数帯における利用状況調査の統計的なデータも踏まえ、高度特定基地局の整備能力の観点から、以下を基準とする。

- ・「S」評価：計画値 + 1,000局超
特に優れているとして、第3四分位程度の+1,000局超
- ・「A」評価：計画値 + 500局以上、+ 1,000局以下
優れているとして、+500局以上※、+1,000局以下
※第2四分位程度の100局とする考え方もあるが、前年度実績値比較（スライド33）の年間の整備能力に係る統計データも踏まえ、500局とする。
- ・「B」評価：計画値以上、+500局未満
標準的として、前年度実績値以上、+500局未満
- ・「C」評価：計画値未満
努力を要するとして、前年度実績値未満

5G基盤展開率の実績値と計画値の差分に係る評価基準については、5G導入開設指針に係る周波数帯における利用状況調査の統計的なデータも踏まえ、以下を基準とする。

- ・「S」評価：計画値 + 5 %超
特に優れているとして、第3四分位程度の+5 %超
- ・「A」評価：計画値 + 1 %以上、+ 5 %以下
優れているとして、第2四分位程度の+1 %以上、+5 %以下
- ・「B」評価：計画値以上、+ 1 %未満
標準的として、前年度実績値以上、+ 1 %未満
- ・「C」評価：計画値未満
努力を要するとして、前年度実績値未満

(4) 認定の有効期間中の周波数帯 【進捗評価】 別紙 4 関係

<現行の有効利用評価方針>

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率（5G用周波数帯以外の周波数帯）

評価項目	S	A	B	C
(1) 基地局の数	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上 計画値未満	計画値 - 3,000局未満
(2) 人口カバー率	計画値 + 1 %超	計画値以上 計画値 + 1 %以内	計画値 - 1 %以上 計画値未満	計画値 - 1 %未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)又は(2)の評価のいずれかがCである。

2 電気通信業務用基地局の数（5G用周波数帯）

評価項目	S	A	B	C
(1) 基地局の数（屋外）	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上 計画値未満	計画値 - 3,000局未満
(2) 基地局の数（屋内）	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上 計画値未満	計画値 - 3,000局未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)又は(2)の評価のいずれかがCである。

3 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率

評価項目	S	A	B	C
(1) 高度特定基地局の数	計画値 + 1,000局超	計画値以上 計画値 + 1,000局以内	計画値 - 1,000局以上 計画値未満	計画値 - 1,000局未満
(2) 5G基盤展開率	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上 計画値未満	計画値 - 3,000局未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)又は(2)の評価のいずれかがCである。

4 技術導入状況

(略：検討課題 3 (SAに係る評価) にて検討)

<有効利用評価方針 改定案>

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目	S	A	B	C
(1) 基地局の数	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 + 1,000局以上 前年度実績値 + 3,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1,000局未満	前年度実績値未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 + 5%超	前年度実績値 + 1%以上 前年度実績値 + 5%以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1%未満	前年度実績値未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 + 5%超	前年度実績値 + 1%以上 前年度実績値 + 5%以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1%未満	前年度実績値未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA又はBである。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

- 改定の考え方 ・ 認定の有効期間が満了後のSub6の進捗評価に係る考え方と同様とする（スライド10参照）。

2 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率 ※1.7GHz帯東名阪以外

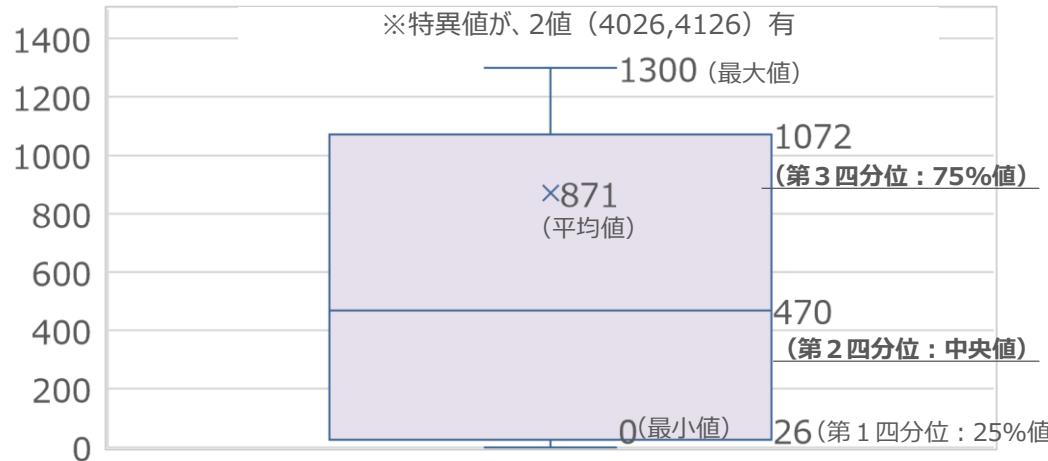
評価項目	S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	前年度実績値 + 1,000局超	前年度実績値 + 500局以上 前年度実績値 + 1,000局以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 500局未満	前年度実績値未満
(2) 5G基盤展開率	前年度実績値 + 5%超	前年度実績値 + 1%以上 前年度実績値 + 5%以下	前年度実績値以上 前年度実績値 + 1%未満	前年度実績値未満
(3) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 一方がSであり、他方がA以上である。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	前年度実績値を上回っているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

○改定の考え方

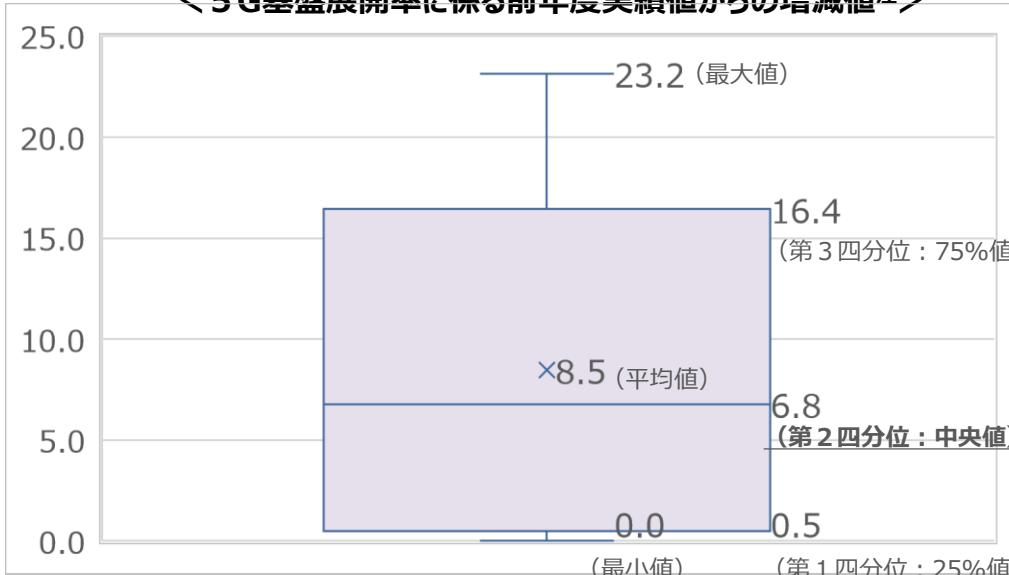
- ・ 上記の基地局の数等と同様、「B」評価を「前年度実績値以上」とし、「C」評価を「前年度実績値未満」とする。
- ・ 5G高度基地局の数：更なる基盤展開を期待し、「S」評価は「+1,000局超」、「A」評価は「+500局以上、+1,000局以下」とする（詳細は、スライド33を参照）。
- ・ 5G基盤展開率：更なる基盤展開を期待し、「S」評価は「+5%超」、「A」評価は「+1%以上、+5%以下」とする（詳細は、スライド33を参照）。
- ・ 総合的な評価：（スライド27と同様）

○ 5G高度特定基地局数、5G基盤展開率の評価基準の考え方 (認定の有効期間中：進捗評価)

<5G高度特定基地局数に係る前年度実績値からの増減値注>



<5G基盤展開率に係る前年度実績値からの増減値注>



5G高度特定基地局数の前年度実績値からの増減に係る評価基準については、5G導入開設指針に係る周波数帯における利用状況調査の統計的なデータも踏まえ、高度特定基地局の整備能力の観点から、以下を基準とする。

- ・「S」評価：前年度実績値+1,000局超
特に優れているとして、第3四分位程度の+1,000局超
- ・「A」評価：前年度実績値+ 500局以上、+ 1,000局以下
優れているとして、第2四分位程度の+500局以上、+1,000局以下
- ・「B」評価：前年度実績値以上、+ 500局未満
標準的として、前年度実績値以上、+500局未満
- ・「C」評価：前年度実績値未満
努力を要するとして、前年度実績値未満

5G基盤展開率の前年度実績値からの増減に係る評価基準については、5G導入開設指針に係る周波数帯における利用状況調査の統計的なデータを踏まえ、第3四分位の15～20%程度とすることも考えられる。一方で、今後、基準が適用される1.7GHz帯（東名阪以外）は、その開設指針において7年後に50%以上（年間では7%程度）が審査基準となっていることを踏まえ、以下を基準とする。

- ・「S」評価：前年度実績値+ 5 %超
特に優れているとして、+ 5 %超
- ・「A」評価：前年度実績値+ 1 %以上、+ 5 %以下
優れているとして、+ 1 %以上、+ 5 %以下
- ・「B」評価：前年度実績値以上、+ 1 %未満
標準的として、前年度実績値以上、+ 1 %未満
- ・「C」評価：前年度実績値未満
努力を要するとして、前年度実績値未満

安全・信頼性の確保に係る定性評価

(規定の整備)

安全・信頼性の確保に係る定性評価

有効利用評価方針の改定の考え方

〈現行の有効利用評価方針〉

評価項目	a	b	c	d
②安全・信頼性の確保 ³⁶	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	過去の経験等を踏まえ、前年度に比べて改善が見られる。	一定の取組はあるものの、前年度に比べて改善が見られない。	十分な取組が行われていない。

³⁶ 災害対策、通信障害対策、セキュリティ対策をいう。

〈有効利用評価方針の改定案〉

評価項目	a	b	c	d
②安全・信頼性の確保 ⁴³	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。	一定の取組はあるものの、前年度に比べて改善が見られない。	十分な取組が行われていない。

⁴³ 災害対策、通信障害対策、セキュリティ対策をいう。

○改定の考え方

「b」評価において、評価対象は、前年度からの改善を行っているのみならず、一定の取組を行っていることも評価対象であることを明確化するため、「過去の経験等を踏まえ」を「一定の取組を行っており」へ変更する。

次年度の事業者ヒアリングに係る検討

- ・インフラシェアリングに係る定性評価（検討課題 7 関係）
- ・安全・信頼性の確保に係る定性評価（検討課題 8 関係）

インフラシェアリングに係る定性評価

(検討課題 7 関係)

1. 検討課題

※令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果（案） V 今後の有効利用評価に向けての検討課題より

インフラシェアリングに係る定性評価は、5G基地局の取組状況の評価を行っている。令和5年6月に実施した有効利用評価方針の改定案の意見募集において、一部事業者から①インフラシェアリングの実施主体別の評価、②4G基地局のインフラシェアリングの評価対象への追加に関する意見があつたことを踏まえ、当該観点からの検討を行つた。

①インフラシェアリングの実施主体については、携帯電話事業者や全国BWA事業者が主体となる場合と、いわゆるインフラシェアリング事業者と呼ばれる事業者が主体となる場合がある。部会における事業者ヒアリングの結果、前者の場合は、事業者にとってより効果的な場所への置局等が可能であるが、設備の仕様等の統一が必要なケースがある、後者の場合は、公共性が高い場所での設置等に有効であるが、設置場所の調整に時間をするケースがある、また、いずれの場合でもコストの軽減効果があることなどが確認された。

②4G基地局のインフラシェアリングの評価については、上記事業者ヒアリングの結果、4G基地局は全国的に概ね普及し、今後の基地局展開は5Gを中心とする事業者や、一部の事業者では4G基地局のシェアリング件数の契約書面による確認や集計システムの改修など相当の労力が必要であることなどが確認された。

これらも踏まえつつ、**インフラシェアリングに係る定性評価**については、今後より適切な評価を実施していくため、例えば、**屋外・屋内別のインフラシェアリングの有効性を整理するなど、より多角的な視点から評価の在り方について検討を行うこと**としたい。

＜現行の有効利用評価方針＞

評価項目	a	b	c	d
① 5G基地局におけるインフラシェアリング	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。

2. 事業者ヒアリング項目（案）

※次年度の定量評価等を含むヒアリング項目の検討の際に、改めて検討。

■ 次年度の事業者ヒアリングにおいて、以下を質問項目とする。

- ① 屋外・屋内別のインフラシェアリングのメリット・デメリットを教えてください。
 - ② 土地・建物・鉄塔等の工作物を共用する場合、空中線・基地局装置等の電気通信設備を共用する場合のそれぞれのメリット・デメリットを教えてください。
 - ③ プラチナバンド、ミッドバンド（Sub6を含む）、ミリ波の周波数帯別に、インフラシェアリングを行うメリット・デメリットを教えてください。
- なお、事務局において、主なインフラシェアリング事業者に対し、各事業者の取組状況や、次年度の事業者ヒアリングの質問項目と同様な質問を行い、協力が得られた者の回答について、部会へ報告を行う。

安全・信頼性の確保に係る定性評価

(検討課題 8 関係)

安全・信頼性の確保に係る定性評価

1. 検討課題

※令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果（案） V 今後の有効利用評価に向けての検討課題より

本年度の**安全・信頼性の確保に係る定性評価**において、自社グループ内の携帯電話事業者と一体的に取組を行い、全国BWA事業者としては独自の取組が行われていない事業者が確認された。BWAにおいては、ルータ等の主としてデータ通信を用いたサービス提供が行われているところ、自社グループで一体的に取り組むメリットもあると考えられる一方、BWAサービスの利用者に対する安全・信頼性の確保も重要であることから、今後、独自の対策を講じるなど積極的な対応を期待するところである。このため、事業形態にも配慮しつつ、各社独自の取組の評価の在り方について検討を行うこととした。

<現行の有効利用評価方針>

評価項目	a	b	c	d
②安全・信頼性の確保	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	過去の経験等を踏まえ、前年度に比べて改善が見られる。	一定の取組はあるものの、前年度に比べて改善が見られない。	十分な取組が行われていない。

<参考：有効利用評価方針の改定案（スライド35より）>

評価項目	a	b	c	d
②安全・信頼性の確保	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。	一定の取組はあるものの、前年度に比べて改善が見られない。	十分な取組が行われていない。

2. 事業者ヒアリング項目（案）

※次年度の定量評価等を含むヒアリング項目の検討の際に、改めて検討。

■ 次年度の事業者ヒアリングにおいて、以下を質問項目とする。

- ① 全国BWAの2.5GHz帯（3GPP Band41/n41）を利用する端末について、携帯電話、ルータといった利用用途別の無線局数の割合（自社グループの携帯電話事業者等のMVNOによる提供を含む。）を教えてください。【UQ・WCP】
- ② BWAサービスの利用者向けに、全国BWA事業者として独自に、災害、通信障害、セキュリティ対策に係る取組を行うこと、前年度に比べ不断の改善を行っていくことも重要であると考えられる。自社グループと一体的に取り組んでいる対策、独自に行っていける対策について、コア設備、伝送路、基地局、その他監視等の設備面、訓練、復旧要員、その他人的な面から教えてください。【UQ・WCP】
- ③ 令和6年能登半島地震に伴う基地局の被害状況、復旧に向けた対応状況（時系列）を教えてください。なお、評価結果において、基地局の被害状況や復旧に向けた対応状況の全部又は一部の公表を予定していますので、非公表を希望する内容がある場合は、該当箇所及びその理由をお示しください。【全社】